

(一社)青森県フェンシング協会 会費、賛助会費、支部・団 体会費、参加料規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人青森県フェンシング協会（以下、「本会」という。）の会費、賛助会費、支部・団体会費、参加料に関して必要な事項を定める。

(会費)

第2条 一般社団法人青森県フェンシング協会定款第8条に基づき、会員は別表の会費を5月末までに県事務局に納入しなければならない。ただし、賛助会費については随時納入可とする。

2 会費については、直接納入するものとする。

3 賛助会費については、支部・団体が徴収し、一括納入するものとする。

(支部・団体会費)

第3条 加盟団体は、加盟団体規程第4条に基づき、別表の支部・団体会費を5月末までに納入しなければならない。

(参加料)

第4条 本会が主催または主管する各種競技会に参加する選手は、別表の参加料を納入しなければならない。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

この規程は、令和2年4月1日より実施する。

別表1（第2条 会費関係）

(1) 正会員

会 長	70,000円	常務理事	20,000円	監 事	10,000円
副 会 長	40,000円	理 事	20,000円	会 員	5,000円
専務理事	30,000円	常任委員	15,000円		

(2) 特別会員

名誉会長	50,000円	参 与	10,000円
------	---------	-----	---------

(3) 賛助会員（1口）

団 体	10,000円	個 人	1,000円
-----	---------	-----	--------

別表2（第3条 支部・団体会費関係）

支 部	30,000円	高体連	30,000円
-----	---------	-----	---------

別表3（第4条 参加料関係）

一般・高生	3,000円	中学生	2,000円	小学生	2,000円
-------	--------	-----	--------	-----	--------